

市報第13号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正
についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和3年8月5日横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月10日

横浜市長 山中竹春

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第40号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第8号」を「第19条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。